第3部 英仏の核政策

「前向き」な核兵器国 ――戦略的不確実性の中の英国と核兵器

ジョン・シンプソン 1

はじめに

英国政府は2006年12月、英国の核抑止力の将来に関する白書を発表した2。 同白書は2007年3月に下院で承認されたが、これほど慎重に扱うべき軍事調達 に関する決議が下院に提出されたのは初めてのことであった³。同白書は、トラ イデントミサイル搭載潜水艦の後継艦を2020年代初めの就役を目処に建造す ることを明らかにするとともに、英国の将来的な核戦略に関して透明性のある ビジョンを提示した。これに続き、核軍縮に向けた戦略的ビジョンの提示を目 的とし、同白書と同様に革新的な一連の取り組みが実施された。これらの取り 組みによって英国は多くの非核兵器国から「前向き (forward leaning) な核兵器 国上と見られるようになったが、その直接的な目的は2010年5月に予定されて いる核兵器不拡散条約(NPT)運用再検討会議の成功への期待を高め、国際的 な核不拡散体制の政治的な強化を図ることであった⁴。英国政府は1950年代か ら一貫して、このような二本立ての戦略を採用してきた。すなわち一方では核 兵器とその確実な運搬手段を米国との緊密な協調関係を通じて調達・配備しな がら、それらの使用に関しては英国が物理的なコントロールを保持するという 戦略をとり、他方では、もう一方の戦略によって確立した政治的地位を活用し て多国間核軍縮交渉を推進するという戦略をとってきたのである。

¹ 本稿の分析や考えは著者個人のものである。

^{2 &}quot;The Future of the United Kingdom's Nuclear Deterrent, Cm 6994" Presented to Parliament by The Secretary of State for Defence and the Secretary of State for Foreign and Commonwealth Affairs by Command of Her Majesty, December 2006, http://www.mod.uk/NR/rdonlyres/AC00DD79-76D6-4FE3-91A1-6A56B03C092F/0/DefenceWhitePaper2006_Cm6994.pdf>.

^{3 &}quot;Trident plan wins Commons support," BBC News, 15 March 2007, http://news.bbc.co.uk/1/hi/uk_politics/6448173.stm.

⁴ これが "The Path to 2010: Addressing the nuclear question in the twenty first century," Cm 7675, July 2007へとつながった。 http://www.cabinetoffice.gov.uk/reports/roadto2010.aspx.

英国の核兵器 ― 過去の遺産と現在の状況

英国の現在の核兵器態勢は、過去の歴史にその起源を持つ。現在もし英国が 核兵器を保有していなければ、これから核兵器を保有しようとは考えないはず である。現在の核兵器態勢の始まりは少なくとも1940年にまでさかのぼるこ とができる。当時、各地の大学の研究所で行われていた核エネルギーに関する 研究が「放射線『超爆弾』」を製造するための軍事用放射線ガスの研究として 統合され始めたのである。その成果として1940年3月に発表された「フリッ シュ=パイエルス覚書」と1941年7月に発表された「モード報告」において初 めて、爆弾の製造と領域拒否を目的とした核分裂の実用化の可能性が提唱され た。その後、第二次世界大戦により実際の製造は米国のマンハッタン計画にゆ だねられたが、英国のエンジニアや化学爆薬の専門家も補助的な役割で参加し た5。この時期に英米間で締結された二国間協定で、この技術に含まれる要素が 軍用と民生用の両方に利用可能であることが認識されており、その後、研究者 たちはこの技術をめぐってさまざまな摩擦を経験するが、それは主にこの技術 を民生用に活用した場合に非常に魅力的な可能性を秘めているからであっ た。また、最近発表された論文によれば、広島・長崎に爆弾を投下する決断は 英米が共同で下したものという。ただし、この武器の製造を推進したチャーチ ル自身は、その本質や威力を完全に理解していなかったと思われる6。

「核兵器の産婆役」であった英国は、1945年に戦争が終結した後も、核エネ ルギーの軍事利用に関して米国との共同研究を継続するつもりであった。し かし1946年、米国議会は最初の原子力エネルギー法を通過させ、英国との共同 研究を中止させた⁷。そこで、英国は独自に核研究プログラムをスタートさせ、 1953年には英空軍へ核分裂兵器を納入、1956年には運搬手段を配備できるよ

Margaret Gowing, Britain and Atomic Energy, 1939-1945 (London: Macmillan 1964).

Jacques E. C. Hymans, "Britain and Hiroshima," Journal of Strategic Studies, vol. 35, no. 5 (October 2009), pp. 769-797.

Margaret Gowing, Independence and Deterrence: Britain and Atomic Energy 1945-1952, Volume 1, Policy Making (London: Macmillan, 1974).

うになった。1954年半ばには熱核兵器の開発が開始され、1958年の春には、効 果の高い二段階メガトン級兵器を製造する知識を持つまでになっていた。た だし、工業規模で製造する能力はまだなかった8。

1957年10月のスプートニク・ショックで米議会は英国との核兵器共同研究 を再開する価値を認めるようになった。1958年8月には、1954年に制定した核 エネルギー法の改正が行われ、各国の核兵器の設計に関する情報交換や核兵器 材料や原子力潜水艦原子炉の取引が可能になった。しかし、完成された米国の 核兵器を英国が購入することは禁止されていた。その代わり、二国間協定が締 結され、欧州で戦争が起きた場合、英国は米国の核爆弾やミサイル核弾頭を利 用できることになった。「プロジェクトE」と呼ばれた枠組みである。これら の兵器は議会の立法により米国の管理のもと、英国内に保管され、戦争が始 まった場合だけ英空軍に提供されることになっていた⁹。こうして、米国の完成 した核兵器は1952年以降、英国の米空軍基地に保管されるようになったので ある。戦争時にそれらを使用する場合は、時間と状況が許せばホスト国と協議 することが非公式の協定で決められた。このような取り決めが結ばれたのは、 英国がソ連からの武力侵攻に対する西欧諸国防衛に米国を恒常的にコミット させたいと希望したことが一つの理由であった。ソ連が英国を核攻撃すれば、 それは米国本土を攻撃した場合に報復で使用される能力を攻撃したのに等し いというわけである。これが「共同防衛」と呼ばれるものであり、米国が「拡 大核抑止!に関与した最初のケースとなった。

英国は1958年11月、米国のB-28熱核爆弾の設計図を使用し、自国で使用す る核弾頭(レッドスノー)を製造することを決定した。しかし、化学爆薬の水 準などが英米で異なるため、この核弾頭の製造は技術的にかなり難しいことが わかり、満足のいく成果は出せなかった。そのため1960年代初頭以降は、英国 で製造する武器はすべて、米国の同タイプのデータを参照しながらも英国独自

Lorna Arnold, Britain and the H-Bomb (Basingstoke: Palgrave, 2001).

Jenifer Mackby and Paul Cornish, eds., US-UK Nuclear Cooperation after 50 Years (Washington: Center for Strategic and International Studies, 2008).

に設計し、とくにプライマリー(起爆装置)の設計には独自性を持たせること になった¹⁰。英国が製造したB-28の複製は1961年に運用が開始された。英米間 では1958年に、全面核戦争の際には両国の戦略核兵器と戦術核兵器の照準設 定を共同で行うことを定めた二国間取り決めを締結していたにもかかわらず、 英国製核爆弾の運用が開始されると、米国は英国の単独行動を懸念するように なった。また英国製の核分裂兵器は1961年以降、キプロス、マレー半島、及び 航空母艦といった、ヨ─ロッパ以外の場所に配備されるようになった¹¹。これ らの使用に関しては米国との事前協議を定めた正式な協定が交わされていな かった。そのため、使用に関する事前協議の規定の挿入は、1962年12月に開催 された英米の会談において、英国に米国からポラリス・ミサイルを購入し、 1969年までに配備することが提案された際の、米国にとっての主要な政治的 目標となった。

1962年のナッソー協定及び1963年のポラリス販売協定の重要な結果の一つ は、同ミサイルの運用に関して、英国の国家最高非常事態に際しては英国がこ れらを使用できるという条項を認めつつも、平時には、米軍人であるNATO欧 州連合軍最高司令官(SACEUR)の管理下に配備されることになったという点 である。しかし、1966年に具体的な内容について交渉が始まると、(ポラリス の配備される)潜水艦は、SACEURではなく、大西洋連合軍最高司令官 (SACLANT) の管理下に配備されなければならないということが明らかになっ た。というのも、SACEURにはNATO海軍及び地域に対する権限がなかったか らである。その結果、これらのミサイルの使用命令権は結局、SACEURから SACLANTの地域副司令官に移行されることとなった。これは英国海軍将校が 務め、ミサイルの使用命令権発動にあたっては事前に英国政府と協議すること になった。この体制はほぼそのまま今日まで継続されている。

冷戦終結までの30年間、米国にとってはともかく、英国にとって非常に重大

¹⁰ Richard Moore, "British Nuclear Warheads Design 1958–66: How Much American help?," Defence Studies, vol. 4, no. 2 (Summer 2004).

¹¹ Richard Moore, Nuclear Illusion, Nuclear Reality: Britain, the United States and Nuclear Weapons, 1958-1964 (Basingstoke: Palgrave, 2010).

な戦略上の懸念はソ連によるミサイル防衛配備であった。米国のように大規 模な戦力があれば、常に相手の対処能力を上回る数の核弾頭を使用して相手の 防衛を突破すること(飽和攻撃)が可能であるが、英国が独自に運用する小規 模の戦略軍は、それに比べると、ソ連側のミサイル防衛に対してより脆弱で あった(ただし、NATOの任務として英国が活動する場合はこの限りではな い)。そこで、1975年、英国はポラリス用の先端部を新たに開発・搭載するこ とにした。これは「シェバリン」というコードネームで呼ばれ、デコイ、遮蔽 装置、侵入補助機能等を搭載することによって相手の防衛を突破することを目 指すものであった¹²。

さらに長期的な計画として英国は1980年に、新世代ミサイル潜水艦を調達 する決定を行い、1990年代にトライデントⅡ多弾頭ミサイルを搭載・配備する との決定を行った。トライデントⅡは、再突入軌道が高く、したがってスピー ドもあり、搭載できる核弾頭の数も多いため、ミサイル防衛に対する脆弱性と いう英国の懸念を払拭するものであった。冷戦が終結すると、この政策を推進 する意義が弱まったため、1990年代半ばに英国は、ポラリス搭載潜水艦4隻を 退役させた。しかし、その直前には、ソ連/ロシアの新たなミサイル防衛シス テムがモスクワ周辺に作戦配備されたのである13。この経験から英海軍が学ん だことは、最小限の抑止力のみ保有するという英国がそれまで政治的に推進し てきた政策からは多少外れるが、可能であれば米国と歩調を合わせて常にミサ イル運搬用の技術を確保しておくべきということである。

1950年代半ばから英国は、戦略核兵器を戦闘のための兵器ではなく、抑止力 であり、場合によっては戦闘を終結させるための兵器と考えてきた。ただし、 政治的な理由から英国は、西ドイツ防衛のための前方防衛におけるNATO作戦 への貢献として、戦域核兵器の配備のための戦力を提供してきた。もし実際の 戦場で戦域核による戦争が始まっていたら、戦略核戦力はそれを早期に終結さ

¹² Frank Panton, "Polaris Improvements and the Chevaline System, 1967 - 1975/6," in *Prospero* (Proceedings from the British Rocket Oral History Conferences at Charterhouse), no. 1 (Spring 2004).

¹³ Peter Jones, "Overview of the History of UK Strategic Weapons," in History of the UK Strategic Deterrent, Conference Proceedings, London: Royal Aeronautical Society, March 1999.

せるための手段と考えられていたのである。その結果、英国は1991年以降、英 空軍、対潜部隊、陸軍が使用するために英国やドイツに備蓄してあった米国の 核兵器の米本国への返還を速やかに受け入れるとともに、海軍で用いられてい たWE177Aや威力の大きい重力落下型爆弾WE177Bを退役させた。さらに 1998年、「戦略防衛見直し」(SDR) 14の一環として、老朽化した重力落下型爆弾 WE177AとWE177Cの残りを配備から外した。その結果、英国の核戦力として は、NATOの枠組みにおいて戦略的・準戦略的任務で運用されるとともに、英 国としての独立した任務を有するトライデントを残すのみとなった。また 2000年のNPT再検討会議で、英国は他のNPT核兵器国とともに既存のミサイ ルの照準解除を行うことを確認した。

後者の決断は、1960年代以降、信頼に足る核抑止力を配備するのに必要な能 力を評価するために使用してきた英国独自の基準を、少なくとも政治レベルで は放棄したように見える。すなわち、「NATOの核に関する意思決定を行う第 二の中枢 | としてのNATOの核抑止力への貢献、そして国内レベルでは「モス クワ基準 | (あらゆる状況下で旧ソ連の首都及びその周辺、そしてそのミサイ ルの射程にある地域を確実に主要な破壊目標とする能力)の廃止である。核兵 器の明確な標的基準が存在しなくなったことで、英国が現在及び将来的に保有 すべき核戦力の規模や構成をめぐって、活発な議論が起きるようになった。ま た、巡航ミサイルへ転換するのではなく、トライデントを維持すべきという主 張がより信憑性を帯びてくるようになってきた。核抑止の対象とすべき国家 が不明確な世界にあって、トライデントミサイルのみが(少なくとも理論上 は)「グローバルリーチ(全世界的な射程)」を持っているからである(すなわ ち、東アジアの標的を東大西洋の配備地域から攻撃できるのである)。

2006年12月、英政府が発表した白書15は、米国のトライデント及びその後継 ミサイルを搭載する新たな潜水艦群の建造を開始すべきと主張したが、その白

¹⁴ Ministry of Defence, *The Strategic Defence Review*, July, London, 1998, Crown Copyright, http://www. mod.uk/NR/rdonlyres/65F3D7AC-4340-4119-93A2-20825848E50E/0/sdr1998_complete.pdf>.

¹⁵ The Future of the United Kingdom's Nuclear Deterrent, op. cit.

書の中で政府は、自国の核兵器からすべての準戦略的な任務を廃止し、保有す る核戦略は戦略的抑止のみを目的とする(すなわち、自国及び同盟国に対する 核の使用を阻止する)とも述べている。同時に同白書は、1998年のSDRで 200 発以下と提示した運用可能な核弾頭の数を、さらに160 発にまで削減する と発表した。それに続いて、ブラウン首相が演説の中で、潜水艦に装備するミ サイルチューブを16本から12本に減らし(実際、既存のトライデント搭載潜水 艦がパトロール中にミサイルを格納しているのは12本のみとする情報筋もあ る)、潜水艦も4隻から3隻に減らすことを検討中であることや2020年代半ばま でに英国が運用する弾頭の数をさらに削減する可能性があることを示唆し た16。この演説については広く報道された。

現在の英国の核ドクトリンが基盤としている原則は、2007年1月、国防省閣 外相のドレイソン卿が下院で行った演説の中で明確に示されている¹⁷。すなわち、

- 英国が目指すのは核攻撃を回避することである。
- 英国は最小限の抑止力しか保有しない。
- 英国は核兵器の使用を検討する可能性がある状況について明言しない。 しかし、核の使用を検討するのはNATO同盟国を含む自衛が必要な極限の 状況に限られる。
- 英国の抑止力はNATOを通じた集団的安全保障を支援する。
- 核にかかわる意思決定の独立した主体として英国が存在することで、同盟 国軍の全体的な抑止効果が向上する。

ドレイソン卿はまた「可能性として考えられる英国の核兵器の使用はいかな

¹⁶ Gordon Brown, Speech on nuclear energy and proliferation at the International Nuclear Fuel Cycle Conference, London, 17 March 2009, http://www.number10.gov.uk/Page18635>. Speech to UN General Assembly by Prime Minister, 23 September 2009, http://www.un.org/ga/64/generaldebate/ pdf/GB_en.pdf>.

¹⁷ Lord Drayson, Parliamentary Under Secretary for State, Ministry of Defence, Lords Hansard text for January 24, 2007, (part 0002), Column 1107, Opening statement in debate to take note of the White Paper, The Future of the United Kingdom's Nuclear Deterrent.

る規模であれ、目的・効果いずれにおいても常に戦略的な意味を有する。その ため、核兵器の限定的な使用の可能性を指すために従来用いられてきた準戦略 的(sub-strategic)という用語の使用を意図的に中止した」ことも明らかにし た。その2日後、ブラウン国防大臣は核ドクトリンのこの変化(用語の使用法) が持つ意義についてさらに率直な発言をした18。

(核兵器は) 我が国の安全保障に対する極度の脅威を抑止する目的以外に 使用すべきではない。事実、英国はこれまで一度として他国を挑発あるい は威圧する手段として核兵器を使用としたことはない。今後も決してそ のような手段としては使用しない。また、英国の核兵器は紛争時の軍事使 用を意図したものではなく、それを目的として設計されているわけでもな い。事実、従来、英国の(核)兵器の限定的な使用の可能性を指していた 「準戦略的トライデント」という用語の使用を取りやめることにした。英 国は、自衛に関わる極限の状態においてのみ核兵器の使用を検討するとい うことをこの機会に改めて強調しておきたい。

この発言の最後の一文が、1996年7月に国際司法裁判所が出した核兵器の使 用及び威嚇の合法性に関する勧告的意見の(2)E項の文言と同じであり、逆に 現行のNATO核ドクトリンやブッシュ政権がイランに関して行った発言とは 意を異にしているという事実は注目に値する。

また上記のような意見表明が行われている頃、英国にある米空軍基地の一つ であるRFAレイクンヒース基地に貯蔵されていた米国の核兵器の残りが米国 に返還された。最初の配備から55年が経過し、今日英国に貯蔵されている米 国の核兵器は皆無となった。米国の核兵器はまだベルギー、ドイツ、イタリ ア、オランダ、トルコに少数残っている。これらはSACEURが米空軍機あるい

¹⁸ Des Browne, "Laying the foundations for multilateral disarmament," Speech at the Conference on Disarmament, Geneva, 5 Feb. 2008, http://www.mod.uk/defenceinternet/aboutdefence/people/speeches/ sofs/20080205layingthefoundationsformultilateraldisarmament.htm>.

はこれらの欧州各国の空軍機に搭載して使用するためのものであるが、即応態 勢は非常に低レベルにまで落とされている¹⁹。また、2020年代半ばに配備予定 の英国のミサイル潜水艦の後継を調達することが決定し、さらに新たな英国製 核弾頭や米国製ミサイルの開発・配備に関する決定も将来発表されることが見 込まれていることで、将来的に望ましい運搬能力や核弾頭の数をめぐる議論が 活発化してきている。

こうした議論の主要なポイントは、今後、英国の抑止力の主たる軍事目的 を、欧州NATOの非核兵器国に対し、欧州の東側及び南側に位置する諸国から の脅威を想定して、米国の戦略核兵器とともに核の保証を提供することに定め るべきか、という点である。この点に関する議論は、2010年に実施される米国 とNATOの核政策の見直しの結果によってその後の展開が大きく異なってく る。もし西欧諸国に残存する米国の核兵器の全てが、米本国に撤去されること になれば、その影響はかなり大きなものになる。そうなるとNATOによる核の 保証と協議のための取り決めがますます重要になってくる。それらは、1962年 にSACLANTを通じてSACEURに提供された英米各4隻のポラリス搭載潜水艦 に搭載したミサイルが提供するものである。この議論の中心となっているの は次のような、どちらかというと政治的な疑問である。すなわち、欧州の戦略 核兵器がグローバルリーチ能力を有し、可能性の考えられる全世界的な脅威す べてに照準を合わせることができるにもかかわらず、何故、NATO諸国は、米 国の核兵器を欧州に貯蔵することによって地域の安全を保証しなければなら ないのかという問題である。しかも、日本や韓国といった、より直接的な脅威 にさらされている国家は、物理的な「核ハードウェア」による安全の保証を必 要としていないように見えるのである。

Hans M. Kristensen, "US nuclear weapons withdrawn from the United Kingdom," Federation of American Scientists Strategic Security Blog, 26 June 2008, http://www.fas.org/blog/ssp/2008/06/us-4008, http://www.fas.org/ssp/2008/06/us-4008, http://www.fas.org/ssp/2008/06/us-4008, ; Malcolm Chalmers and Simon Lunn, "NATO's Tactical Nuclear Dilemma," RUSI Occasional Paper, March 2010.

英国の二本立て政策 ― 核軍縮に「前向き」か

多国間及び二国間による核兵器管理の取り決めは、英国の安全保障にとって、不可欠ではないにしても十分に役立つものと考えられてきた。英国は核兵器開発競争に参加するだけの資源を持っていなかった。軍備管理の取り決めがあったからこそ英国の核戦力をめぐる意思決定を簡素化された形で行うことができ、最小限の抑止力という方針を貫くことができたのである。1970年代に米ソ間で軍備管理交渉が行われていた頃、英国の政府関係者は米国でトップ・レベルのロビー活動を行い、交渉後に締結される条約によって英国が米国から核兵器に関する知識、材料、運搬手段の供給を受けられなくなることがないよう働きかけた。英国政府関係者が主に心配していたのは、やはり米ソ間で締結された軍縮条約である弾道弾迎撃ミサイル(ABM)制限条約に定められた移転の制限が他の分野にも拡大されるのではないかということであった。英国は最小限のコストで信頼に足る核戦力を維持するにあたって、米国からの技術や装備の移転は不可欠であった。こうして英国の核兵器政策には、核軍縮を推進する一方で、信頼に足る核抑止力を維持するという方針が一貫して盛り込まれるようになったのである。

多国間レベルでは、英国が蓄積してきた地震波鑑識の知見が包括的核実験禁止条約(CTBT)に向けた交渉において重要な役割を果たし、その結果条約は、1996年に署名された。同年、英国は他の分野でも将来の多国間核兵器交渉に役立つ可能性のある研究を推進することを模索し始めた。1998年には、新労働党政権がオルダーマストン(核兵器研究所)において、さまざまなタイプの核兵器解体の検証に向けた鑑識技術を推進するための予算を計上した。労働党政権は、英国が核兵器国という立場を維持し、米国との強力な政治的関係という枠の中で取り組みを行うとともに、「5大核兵器国」(P5)間のまとめ役としての役割を果たすことが唯一、核軍縮交渉に向けて効果的な役割を果たす道と考えた。そして、さらなる拡散を防止することが重要であるとして、インドとパキスタンに核軍縮に向けた有意義な参画を開始させるための方策を追求した。

2000年に開催された第6回NTP再検討会議においても英国は重要な役割を 果たした。この会議において、英国は軍用プルトニウム保有量を明らかにした のである。また議論のための参考資料として多国間核軍縮プロセスが抱える 課題に関する研究報告書を提出し、英国の保有核兵器の完全撤廃に向けて「明 確な約束 | を発表した。2002-2005年の再検討期間に英国はその誓いを修正す ることも撤回することもしなかった。英国はオルダーマストンでの核軍縮実 証技術の研究を継続し、2006年には英国の軍用備蓄の兵器級高濃縮ウランに 関するデータを提供した。

2006年12月、トライデントの後継システムに関する白書を出したことで、英 国は今後のNPT会議で批判を受けることが必至となった。さらに核軍縮を後 退させる一連の動きがあったことで、英国内でも国際的にも核不拡散体制の強 化に向けた取り組み、より具体的には2010年のNPT再検討会議における実り 多い成果を求める圧力が高まっている。NPT再検討会議で成果をあげるため の鍵を握るのは、5Pによる核兵器の世界的な撤廃に向けた動きであると英国 は考えている。そこで、英国は2010年の会議に関連して、2つの革新的な役割 を果たそうとした。一つは核不拡散、核軍縮、安全保障などの問題に、以前よ りも高い政治的レベルで取り組んでいくことであり、会議に先だってこれらの 問題にかかわる取り組みの強化に向けた英国の考えやコミットメントを演説 や文書を通して明らかにすることによって、前向きな外交環境を創り出してい くことである。

その最初のステップとして、2007年6月、カーネギー国際平和財団主催の国 際会議において、当時のベケット外務大臣が核軍縮に対する英国の「前向きな 姿勢 | をアピールする演説を行った²⁰。この演説は、核軍縮に対する当時の米 ブッシュ政権と英国の違いを明確に示すものであった。これと並行して、2つ の具体的な取り組みが実施された。一つはロンドンにある国際戦略研究所を

²⁰ Margaret Becket, "A world free of nuclear weapons?," Keynote address at the Carnegie International Nonproliferation Conference, Washington, DC, 25 June 2007, http://www.carnegieendowment.org/eve nts/?fa=eventDetail&id=1004>.

支援し、世界の核軍縮プロセスが直面している課題とその解決策について研究 論文 (Adelphi Paper) を作成させたことである。もう一つは、オルダーマストン で進めていた検証のための研究に英国のNGOであるVERTICとノルウェーの 核研究センターを参加させたことである。その目的は、非核兵器国やNGO が、核兵器の廃棄について確信を得るために必要とされる鑑識その他のデータ を評価することであった。また、P5がNPTに対するコミットメントを遵守し ながらも提供可能と思える(提供することで潜在的な拡散国を援助することに ならないような)情報を特定することも目的であった。さらにこのテーマに関 して、P5の核兵器研究所の代表者によるワークショップを開催することも決 まり、実際に2009年9月ワークショップが実施された。

2007年6月のベケット外務大臣による演説を受け、当時のブラウン国防大臣 はジュネーブで開催された国連軍縮会議で演説を行い、英国の核軍縮の取り組 みは軍部の支持を受けているものであることを強調した²¹。2009年に入ると、 英政府によるこうした活動はさらにペースが速まった。2月4日、ミリバンド 外務大臣が、核軍縮を達成するための必要条件として英国の考えをまとめた 「核の影の解消 — 核兵器廃棄への条件 (Lifting the Nuclear Shadow: Conditions for Nuclear Disarmament)」と題する文書を発表²²。3月には、ロンドンのランカ スターハウスで開かれた核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシア ティブ (GICNT) 締約国会議において、ブラウン首相が核の安全保障と核軍縮 の問題に関する演説を行い²³、その中で2010年のNPT再検討会議の準備期間に 進めるべき作業について、その年の夏、英国から詳細な案を提案する予定であ ることを表明した。

²¹ Des Browne, "Laying the foundations for multilateral disarmament," Speech at the Conference on Disarmament, Geneva, 5 February 2008, http://www.mod.uk/defenceinternet/aboutdefence/people/ speeches/sofs/20080205layingthefoundationsformultilateraldisarmament.htm>.

²² David Miliband, British Foreign and Commonwealth Office, Lifting the Nuclear Shadow: Creating the Conditions for Abolishing Nuclear Weapons, Policy Information Paper, February 2009, http://www.attention.com/ fco.gov.uk/en/news/latest-news/?view=News&id=18768185>.

²³ Gordon Brown, Speech on nuclear energy and proliferation at the International Nuclear Fuel Cycle Conference, London, 17 March 2009, http://www.number10.gov.uk/Page18631.

オバマ大統領がプラハで演説を行い、世界中の人々から大きな称替を受けた のはこの頃であった。それによって世界的な核軍縮の推進役が英国から米国 に移るのではないかと思われたが、米国は2010年の再検討会議までにCTBTを 批准する可能性が低いことが明らかになった。米国の政策上、2009年12月に 失効する戦略兵器削減条約(START)に検証措置を盛り込んだ次期の後継条約 の批准案を上院に提出することが優先されるからである。さらに、米政府はオ バマ大統領の軍縮・不拡散政策の多くを実施するのに必要な人材を確保するこ とに非常に苦心していた。そのため、7月に英首相が「2010年への道(Road to 2010)」24という文書を発表したことは、再検討会議だけでなく、核軍縮全般に おいて英国が引き続き指導的役割を果たしていくことを強く印象づけた。こ の文書は、核軍縮、核不拡散、核の平和利用などに対する英国の見解を提示し ただけでなく、すべての核材料の安全保障を確保し、核拡散抵抗性の高い核燃 料サイクル構築の方法を模索することの重要性を強調した。さらに核軍縮推 進を支える英国の立場を明確に示すもう一つの例が、4月にオバマ大統領の提 唱で開催されるワシントン核セキュリティ・サミットに向けた準備として2010年 2月18~19日にロンドン王立協会で開催した核の安全保障に関するワーク ショップである。

首相が7月にこの文書を発表したのに続き、9月には核軍縮プロセスにおけ る相互信頼の増進を目的として、NPT核兵器国の閣僚会合がロンドンで開催さ れた。しかし、この時、この政策の今後に関して疑問が提起された。労働党政 府は2010年5月10日深夜の任期切れの前に国民の信を問うため、3週間後に総 選挙を行うことにしている。5月3日から28日にかけて開催される2010年再検 討会議において、また今後の長期的なプロセスにおいて、総選挙の結果が英国 の「前向き」な政策にどう影響してくるかは未知数である。5月6日に選挙を行 うということは、新政府が成立するまでは、再検討会議において英国が十分に

²⁴ Gordon Brown, "The Road to 2010: Addressing the Nuclear Question in the Twenty First Century, Cm 7675," (Norwich: Stationery Office, July 2009), http://www.cabinetoffice.gov.uk/reports/roadto2010. aspx>.

積極的かつ建設的な役割を果たすことができないということを意味している。

核兵器をめぐる英国の経験 ――核兵器に関する日本での議論にかかわる現 在の課題

(1) 今日の世界における核兵器の役割

冷戦終結によって、それまで認識されていたソ連による西欧諸国へ軍事的脅 威が低減し、NATOの境界線が東へ拡大した結果、英国は自国の核兵器の必要 性に関して、急速に見直しを進めることになった。それがさらに新トライデン トミサイル搭載潜水艦4隻に英国のすべての核兵器能力を集中させるという 1998年の決断につながった。トライデントは即応態勢が緩和されたものの、 グローバルリーチを有する強力なシステムで、今後数十年間は技術的に(他国 の) 防衛システムによって脆弱になることはないと見られている。2000年半ば までに、これらの照準解除は正式に完了した。同時に英国は拡散防止に使用す ることを目的として、通常兵器搭載潜水艦発射巡航ミサイルを米国から購入 し、政治的には、これは戦闘のための軍事的手段ではなく、他国による核の使 用を阻止するための抑止力と主張した。ただし、2003年まではイラク政策で 危急な対応が必要とされたため、一部の大臣がこれとは異なる発言をしたこと もある²⁵。

欧州内で同盟の結束の必要性があったことから、英国は、以前ドイツとキプ ロスと英国に配備されていた米国の重力落下型爆弾WE177が撤去された後、 その代わりとしてトライデントの「準戦略的」(おそらくは低威力の)核弾頭 の一部をNATOの任務に割り当てた。さらに、バルカン紛争と9/11 同時多発テ 口の後、英国軍は、冷戦期のように中欧での戦車戦に備えるよりも、対テロリ ズムや地域紛争における武装勢力を相手とした作戦への対応に重点を置くよ うになってきた。核兵器問題は、軍関係の学校の授業でも扱いが以前よりも縮

²⁵ 例えば、Geoffrey Hoon, Secretary of State for Defence, British House of Commons, "Iraq," Hansard, 29 Apr. 2002, http://www.publications.parliament.uk/pa/cm200102/cmhansrd/vo020429/ debtext/20429-05.htm#20429-05_spnew9>, column 665.

小されてきた。核戦力の主たる役割は、効果的な戦域核ミサイル防衛の開発・ 配備が可能になるまでは、通常兵器による介入に対する核の脅威の可能性に補 助的な抑止力を提供することという議論も登場するようになった。

その結果、2006年に英国が発表した白書では、トライデントミサイル搭載潜 水艦の後継艦に関する決定を正当化するために「不確実な未来に備えて保険を かける」という表現が使われた。そのような「不確実な未来」の原因は主に中 東、アジア、北アフリカにあると考えられた。同白書26は、「不確実な未来」 の主な要素として次のような状況を挙げている。

- 核兵器国の数が増加する。
- 国際テロリストの安全な避難場所と脆弱国家/失敗国家が存在すること で不安定性が拡大する。
- エネルギーや水といった人間が必要とする基本資源へのアクセスをめぐ る圧力が(人口増加、グローバリゼーション、気候変動などを原因とし て) 増大し、その結果として国家間の緊張が高まる。
- 民間セクターにおいて軍事関連技術が急速かつ制御不能なまでに発達し、 その結果として、国家間戦争や国際テロリズムの新しい形を生み出す能力 を敵対者に与える可能性がある。
- 以上の要素の複合的な結果として、英国と核武装国家との間に紛争が起き るリスクが拡大する27。

より具体的に言えば、同白書はこの時期、以下の3つの地政学的文脈におい て、英国の死活的利益を守るために核兵器が役割を果たすとしている。

 2020年以降、英国及びNATO同盟国にとって重大な核の脅威(すなわち、 ロシア及びNATO 地域の東側/南側国境沿いの国家からの脅威)が再浮上

²⁶ The Future of the United Kingdom's Nuclear Deterrent, op. cit.

²⁷ The Future of the United Kingdom's Nuclear Deterrent, op. cit., p. 19, paragraph 3.9.

してくる。

- より限定的な核能力しか持たない核保有国が1カ国以上出現し、英国に とっての重大な利害がリスクにさらされたり、英国の外交政策や安全保障 政策(例えばイラク政策)の選択肢が根本的に制約されたりする。
- 国家が支援するテロリストの国際ネットワークが存在し、英国にとっての 重大な利害に対する核攻撃を支援したことが確認された場合、それに見 合った適切な反応 (おそらくは核による反応) を除外することが不可能に なる²⁸。

英国が行ったミサイル潜水艦にかかわる決定と、それが核軍縮分野での活動に与えた影響によって、英国は自国が保有する核兵器に期待される将来の役割について、よりはっきりと明言せざるを得なくなった。そして、そうすることによって、他の核保有国が追随するようなモデルを提示したのである。

(2) 核軍縮をめぐる英国内の議論

2006年に発行された白書とそれに続く2007年議会での議論は、予想通り、英国の核抑止の将来像をめぐる、いくつかの具体的な論争を引き起こした。これらの議論は主として次の3つのテーマに分類することができる。第一は、核抑止が保険料を払う価値のある(あるいは価値のない)保険なのかどうかという問題、第二は、作戦面において抑止が現時点でも必要なのかどうかという問題、そして第三が、核抑止のコストと抑止能力を最小限に保ちながら、多国間の核軍縮をどう推進していったらよいのかという問題である。

保険としての核抑止という議論では、後継の潜水艦の建造を正当化するためにこの議論を利用することが必要かつ賢明かという議論が中心であった。英国にとって核やその他の安全保障にかかわる脅威が大幅に減少したことを考えると、これは多くの非核兵器国にそれぞれの核兵器計画を正当化するための

²⁸ Ibid., paragraphs 3.9–3.12.

根拠として使われる可能性があった。とくに大規模な軍事的脅威(例えばイ ランなど)に直接的にさらされていると認識している国家であれば、そう主張 した可能性がある。議論ではまた、2006年の英国の決定の動機となったのは、 現在の直接的な懸念材料に取り組む必要性ではなく、抑止に必要な資源や専門 知識を英国内に維持しておくことということも示唆された。それは、既存の脅 威への対応よりも、将来の選択肢を維持することが目的であった。

第二の議論は、英国の核抑止が軍事的あるいは政治的に必要なのかどうかと いう問題である。現行の核戦力は、現実的かつ技術的な方法で「お蔵入り」、 つまり退役させることが可能なのか、また「牽制艦隊(fleet in being)」として の実存的な抑止能力ではなく、使用を目的とした核兵器の存在が正当化できる のかという問題である。後者に関しては、大量破壊兵器を使用するテロリズム (現在、英国本土に対する最大の物理的脅威と考えられている) への抑止・対 応において、英国の核戦力を積極的に活用すべきと主張されてきた。テロリス トの核・放射性装置に使われている核材料物質(例えば、ポロニウム210等) を特定できる英国の核鑑識の能力があれば、テロリズムに対する国家的支援を 抑止するのに英国の低威力の核弾頭が「比例的」に使用できる可能性がある。 さらに、抑止力は英国やNATO介入軍に対する核・大量破壊兵器攻撃を防止す る役割を担っているとも主張されてきた。現在及び将来的な核戦力の「必要 性」に関する議論の最後のポイントは、機会費用、軍事的優先度、限られた国 内資源に対する懸念である。8年におよぶイラクやアフガニスタンでの軍事活 動は英国の通常兵力の資源基盤を枯渇させた。実際の作戦遂行のコミット メントが減少する可能性も見えず、兵士の死傷は後を絶たない。一方で、トラ イデントの戦力は、これまで使われることが想定されていなかった能力を消費 し続けている。経済が逼迫する中で、トライデントの軍事的機会費用は、トラ イデントの維持か、アフガニスタンで活発に活動している地上部隊のためのよ り高性能な兵器に加えて、通常兵器を装備した空母2隻と航空機の建造・配備 かという選択として捉えられることが多くなっている。

最後は多国間の核軍縮をどのように進めるかという問題であり、これについ

て急速に議論が高まっている。この議論には「ハイレベルグループ」²⁹と呼ばれる、元有力政治家や軍当局者が多数参加している。彼らは、NPT核兵器国という英国の地位や影響力を活用して世界的な核軍縮の議論を前進させようとしている。それと並行して、現在及び将来に向けて計画されている核抑止に使われている能力はさらに削減できるのかという疑問が提起されるようになった。その疑問からさらに「恒常的な海上抑止力(CASD)」をめぐる問題(つまり、英国が常に領海に核抑止潜水艦を配備しておく必要があるか否か)、及び、核搭載巡航ミサイルを、より高価なトライデントミサイルの代わりにできるかという問題に注目が集まるようになった³⁰。

冷戦時代、英国軍には先制奇襲攻撃を受けるかもしれないという高いリスクに常にさらされているという前提が根底にあった。英国軍を一国家の独立した軍事力と考えるのであれば、CASDを維持することや、それを基準として将来の能力を計画することはおそらく理にかなっている。もし英国軍の役割が、NATOのSACEURの下で、欧州における核抑止力の貢献を行うことであれば、それはもう必要がないのかもしれない。NATO地域では、米国軍(及び将来的にはおそらくフランス軍31)による常時海上配備が確保できるからである。さらに、もし英国の能力計画の基礎としてのCASD概念を撤廃したとすれば、戦力規模を決定する別の基準として何を使えるかが不明である。このように任務が多国間を対象としているという点や長期にわたって兵器の使用に関する協議体制を維持したという点に、英米両国の役割とその他の核兵器国の役割の違いがある。

²⁹ 詳細は www.toplevelgroup.org.参照。

Nick Richie, "Stepping down the Nuclear Ladder: Options for Trident on a Path to Zero," Bradford Disarmament Research Centre, May 2009, http://www.brad.ac.uk/acad/bdrc/nuclear/trident/briefing5.

³¹ 新聞報道はCASDを共同で維持するための英仏の協力という考えは、2010年3月、仏大統領と英首相の会談の中でフランス側から提起されたことを示唆している。Julian Borger and Richard Norton-Taylor, "France Offers to Join Forces with UK's Nuclear Submarine Fleet," Guardian, 19 March 2010.

(3) オバマ大統領の核軍縮イニシアティブに対する英国の見方

英国政府は、米ブッシュ政権が実施した具体的な核不拡散への取り組み(拡 散に対する安全保障構想[PSI]/国際原子力エネルギー・パートナーシップ [GNEP]) を支持・歓迎し、イラクの核拡散疑惑に対する解決策として体制の転 換も支持したが、その一方で米国が核兵器管理/核軍縮をめぐる交渉をなかな か進めようとしないことにいらだちを感じるようになっていった。2005年の NTP再検討会議は失敗に終わったが、その原因は米国及びイランとイラクの政 策にあると断じる観測筋も一部にあり、核軍縮を犠牲にして核不拡散の問題に 議論が集中することで、世界的な核不拡散体制の弱体化につながるのではない かという心配が徐々に広がってきた。そこでブレア首相が退陣し、ブラウン政 権が発足すると、この問題に関して英国を米国(及びフランス)から正式に切 り離すための体系的な戦略が策定された。その第一歩が上述の2007年6月のベ ケット外務大臣のカーネギー平和財団演説32であり、2008年2月の国連軍縮会 議でのブラウン国防大臣演説33である。これに続いて2009年初頭、ミリバン ド外務大臣が「核の影の解消」と題する文書34を発表、さらにブラウン首相が 2009年3月にランカスターハウスで開催された核テロリズムに対抗するための グローバル・イニシアティブ(GICNT)締約国会議で基調講演35を行った。こ れらは、2009年7月の「Path to 2010」と題する文書にまとめられた。

オバマ大統領が2009年4月にプラハで行った演説は、同大統領の指導の下、 米国が核軍縮に真剣に取り組むつもりであることや、ロシアとの核兵器管理交 渉を最優先とすることを明確に示した。それと同時に、この演説によって、核 軍縮を目指す立場として、英国が米国と距離を置くような取り組みを行う必要 がなくなったが、一部ではこの問題に関して英国の存在が米国の影に隠れてし まうのではないかという懸念も聞かれた。しかし、同年7月に発表された

³² Becket, "A World Free of Nuclear Weapons" op. cit.

³³ Browne, "Laying the Foundations for Nuclear Disarmament" op. cit.

³⁴ Miliband, Lifting the Shadow, op. cit.

³⁵ Brown, Lancaster House GICNT speech, op. cit.

「Path to 2010」³⁶及び2010年2月に開催された王立協会の核安全保障会議はいずれも、オバマ大統領が提唱し、2010年4月13~14日に開催された核セキュリティ・サミットに向けて布石を打つ役割を果たした。さらに英国が2009年9月3~4日にロンドンで開かれたP5による会合を招集したことによって、英国は、核問題にかかわるP5の集団行動に向けてまとめ役的役割を担おうとする姿勢を明確に示した。

とはいえ、多国間核軍縮の分野において、英国が将来どのような役割を担うことになるのかは、オバマ政権がすでに宣言したことをどれほどの決意で実際の行動に移すか、またそれがどれほどのスピードで実行されるかに影響される。米国の動きがいったんスタートすれば、この分野における将来的な英国の役割も見えてくるであろう。しかし、不確実な要素として懸念されることは、2010年に予定されている英国の総選挙が同年5月のNPT再検討会議のおける英国の立場にどう影響してくるかということである。総選挙は同会議の最初の1週間の間に行われる。またこの会議中に誕生する新たな政権が、現在の核軍縮に対する英国の「前向き」な姿勢をどう考えるかということもやはり未知数である。

(4) 米国との「核をめぐる特別な関係」

英国は核兵器国の中で、戦略核の運搬手段を他国に依存し、核弾頭の設計及び潜水艦用動力炉に関してはその国と協力関係を維持し、さらにその国から兵器の部品を調達するという独特な立場を取ってきた。このような立場を取り得た政治的な基盤もやはり独特なものであり、自国の戦略核戦力をNATOのSACEUR下に配備させてきた。この体制をさらに強化しているのが、英国が長期にわたって実践してきた核の使用に関する二国間及び多国間協議である。米国と1958年に締結した相互防衛協定の基盤となっている分業制によって、英国は二国間の関係においては従属的な地位にあった。これには米国が有す

³⁶ Brown, Path to 2010, op. cit.

る核爆発実験能力のほうが大きかったため、核関連技術の発展という観点から は米国のほうが有利であったという理由もある。

しかし1980年代半ば以降、技術分野において両国の関係は変化し、統合する ほどではないにしても、徐々に対等なパートナー関係へと近づいていった。 1996年に核爆発実験が終了したことで、(核実験能力における)米国の英国に 対する規模の上での優位性という要素が取り除かれ、両国は核管理を維持する ための協力を続けている。核に関する研究開発基盤の弱体化という「核の周縁 化 | と呼ばれる動きは、英国では止まったように見えるが、米国では未だに続 いている。これは主に英国が米国に先んじて、オルダーマストン研究所やダー ビーにあるロールス・ロイスの潜水艦用動力炉部門などに新たな人材を投入し た成果である。ロールス・ロイスでは、将来のミサイル搭載潜水艦用の動力炉 を新たに設計している。この動力炉はおそらく、高濃縮ウランではなく低濃縮 ウランを燃料とするものになる予定である。このように英国は新たなミサイ ル搭載潜水艦の設計において(また、米側の一部の情報筋によれば、既存のミ サイルの後継に関する共同研究においても)米国を凌駕するようになってい る。過去に比べると、両国のデータの交換はスムーズに行われるようになって きており、今後、ミサイル搭載潜水艦のミサイル中央部の共通設計に取り組む ことで合意も交わされている。実際に分業体制が進化したおかげで、米議会が 米国の研究所で行うことを許可していない研究をオルダーマストンで取り組 むことができるとも言われている。また、最近までオルダーマストンの所長に は米国籍保有者が就いていたし、同研究所の運営コンソーシアムには米企業2 社と英企業1社が名を連ねている。さらに英国で進められている他の研究に関 しても、一部は英米以外の国の専門家による評価を受けている³⁷。

このように徐々にオープンになってきた英米の関係には2つの側面がある。 第一は、核兵器分野の資源が限られており、核テロ行為の脅威に協力して対処 しなければならない時代にあって、核に関する両国の関係が、インテリジェン

^{37 &}lt;a href="http://www.awe.co.uk/aboutus/the_company_eb1b2.html">http://www.awe.co.uk/aboutus/the_company_eb1b2.html.

ス分野で見られる関係と似た形に進化しつつあるということである。第二に、核をめぐる米国との関係は、英国にとって、もっと広い意味での政治目標を実現するための手段ということである。その政治目標とは「米国と固く抱擁する」という政策を継続することにより、英国が参加可能な二国間及び多国間の協議を通じて、米国の安全保障政策のあらゆる側面に効果的に影響力をおよばす地位を獲得することである。英国の核兵器政策と核軍縮政策が同列に並ぶのはまさにこのような部分である。つまり、英国の核兵器政策が米国の核軍縮政策に影響をおよぼすための手段となるのである。しかし、米ロ間の二国間核軍縮交渉が、新STARTを超えると、ここまで進化してきた核をめぐる英米の関係に関して、今後は難しい選択を迫られることになるかもしれない。ロシアは、米ロ間の二国間条約により将来課せられる制約を回避するために英国が利用されるのではとの懸念を持っているが、こうした懸念を緩和することが必要となる。この懸念はまた、二国間核兵器管理交渉から多国間核軍縮交渉へと発展させる動機になりうる。そこでは、これまでオルダーマストンで行われてきた技術的検証の問題に関する先駆的な研究成果が活用されることになろう38。

(5) 拡大核抑止の信頼性

英国の核兵器政策の歴史は、拡大核抑止という概念の進化の歴史でもある。 英国は、米国の核兵器を自国領土に配備し、全NATO加盟国にかかわる抑止能力を提供した欧州で初めての国家である。その時以来、英国は核兵器の使用に先立って米国の歴代大統領と効果的な協議を行う必要性を主張し、そのための機構の構築に関しても真剣に取り組んできた。他方、1958年と1967年に英国の内閣では、米国のプロジェクトEや戦時におけるNATOの同様の取り決めに基づいて提供される核弾頭に完全に依存してよいのかという議論が行われた。そのとき、英国は独自の管理下にある戦略核戦力の維持という道を選んだ

^{38 &}quot;Verification of Nuclear Disarmament: Final report on Studies into the Verification of Nuclear Warheads and their Components, NPT/CONF.2005/WP.1," Working Paper submitted by the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, 18 April, 2005, daccessdds.un.org/doc/UNDOC/GEN/NO5/312/81/PDF/NO531281.pdf*POPF/NO531281.pdf

が、それはNATOの共同防衛システムに提供することとした。実際、米国の西 欧に対するコミットメントの信頼性は時とともに強化されてきたが、英国単独 の核作戦を可能にする能力は維持された。これを正当化するために考えられ たのが、英国が欧州における第二の意思決定中枢の役割を果たすことでNATO の戦略核抑止態勢の信頼性を高めるという主張である。これは、核紛争が始 まった場合、それがエスカレートするのをコントロールできないという状況に 米国が直面する可能性をもたらすものであり、それまでの米国の不拡散政策に は反するものでもあった。

英国は戦略核の分野に加え、NATOの戦闘/戦域戦力への貢献も行ってき た。他の西欧諸国と同じ取り決めを受け入れ、戦場核兵器は米国の戦時用の備 蓄核兵器に依存していた。それと同時に、SACEURからの要請により、1973年 以降、SACEURに対し、2種類の英国製重力落下型爆弾、高威力のWE177B(ソ 連用)と200キロトン以下の威力のWE177C(ソ連以外用)を搭載した核攻撃 用爆撃機を提供してきた。もし戦争が始まった場合、このSACEUR隷下の英 国の兵力が、戦場における核の使用に関する「第二の意思決定中枢 | となり、 それが敵に対しても味方に対してもNATOの拡大抑止体制の信頼性を向上さ せると信じられていたようである。

しかし、NATO非核兵器国の米国の核兵器へのアクセス(これはしばしば 「核の共有」と呼ばれる)が、同盟国及び想定される敵対国に対する米国の拡 大核抑止の信頼性をどの程度高めたのか、また欧州における核の拡散をどの程 度防止したのかという点については不明なままである。この考え方を究極的 な「ハードウェア」によって実現しようとしたのが、NATOが1960年代初めに 計画した多角的核戦力(MLF)構想であるが、これは断念され、1965年以降、 NATO核計画グループ (NPG) が設立されることになった。NPGの目的は、同 盟国が核戦争計画の検討や戦略の策定などに関する議論を行い、参加国に核計 画にかかわる決定へのアクセス/参加を可能にする場を提供することであっ た。1960年代始めに存在した、拡大核抑止の信頼性にかかわる摩擦や懸念は、 このような政治的「ソフトウェア」によって解決されたように見えた。しか

し、1970年代末、ある議論をきっかけに同じような問題が再浮上した。それは、ソ連が中距離核戦力を配備し、それに対してNATOは地上発射巡航ミサイル/短距離弾道ミサイル「パーシング II」を配備する一方で、そのタイプの兵器を禁止する核兵器管理協定に向けた交渉を開始したことをめぐる議論であった。これは結果的に中距離核戦力(INF)全廃条約として実現し、これらの兵器及びソ連の類似兵器が禁止されることとなった。

冷戦終結により、欧州の安全保障を取り巻く状況は根本的に、かつ世界の他の地域では見られない形で変化した。ソ連が崩壊し、旧ワルシャワ条約機構加盟国のほとんどがEUとNATOに加盟した。しかし、1999年に策定されたNATO戦略概念では、同盟における核能力の必要性、及び「先行不使用」政策の採用に対する慎重な姿勢³⁹が再確認された。この方針が、2010年に予定される米国及びNATOにおける核態勢の見直しでも継続されるかどうかは不明である。米国の核兵器とNATOというテーマに関しては、まったく異なる2つの問題が存在する。第一は、欧州における核爆弾の備蓄を継続し、米軍機、及び一部欧州諸国が保有する通常兵器・核兵器両用航空機(DCA)にこれらの爆弾を利用させるかという問題である。現在、英国には米国の核兵器はいっさい残っておらず、他の欧州諸国に配備された米国の核兵器の数量も名目的なものに過ぎない。さらに、欧州各国の空軍は現在、新世代爆撃機の調達を検討している。それらは、もし核兵器の運搬能力を組み込まなければ価格が下がって性能が上がり、さらに、既存の核へのコミットメントや核能力を必要としないため、要員訓練や安全性に関する要件を大幅に簡略化することができる。

以上のような議論のいずれも英国に直接影響するものではないが、出現しつつある根本的な問題は、今日の状況下で米国の核兵器の欧州配備や、NATO諸国によるそれら兵器の運搬手段の保持によって提供される安全の保証がまだ必要なのか、あるいは望ましいのかどうかということである。とくに、同メカニズムがNPT再検討会議においてたびたび批判され、負の影響を及ぼしてい

³⁹ NATO, "The Alliance's Strategic Concept," NATO Official Texts, 24 April 1999.

ることを考えれば、その必要性については見直しが必要であろう。しかし、も しそれらの兵器が欧州から撤去された場合、NATO加盟国に対する拡大核抑止 を提供するハードウェアの要素は、SACEUR に配属された英米の戦略核ミサイ ル(及びフランスのミサイルと重量爆弾)のみによって構成されるようにな る。このような状況で、拡大抑止にかかわる現在の英国の核戦力の役割が拡大 するのか周辺化するのかは、判断が難しい。同時に、欧州全体に戦略的拡大抑 止を提供するために最低限どれくらいの数のミサイル搭載潜水艦や核弾頭が 必要なのかという点も不確定である。

NATOが核兵器の先行使用を行うための能力を維持しておかなければならな かったのは、冷戦期、ワルシャワ条約機構が通常兵器において圧倒的に優位な 状況にあり、侵攻を抑止するために核の使用で脅す必要があったという背景が ある。しかし現在、その立場は逆転している。今日、近隣諸国の通常兵器によ る攻撃に対する防衛手段として核兵器能力を必要としているのはNATOでは なくロシアである。1990年代後半に労働党政権が発足したとき、選挙前は、英 国の核兵器に関して先行不使用を政策要綱に盛り込もうとした。しかし、政権 獲得後、これはすぐに断念された。それはNATOの政策決定であり、国家の政 策ではないということが明らかになったからである。この問題については現 在も未解決のままである。さらにこの問題は、NATOの通常兵器能力は、それ のみで核攻撃を抑止できるレベルにあるかという問題とも関連している。ま た、仮に米国の核兵器が欧州から撤去されたとしても、他の形の非通常兵器に よる攻撃に対する懸念は残ることから、NATO加盟国は先行不使用政策の受け 入れに消極的であり続けることが予想される。

(6) 米国が支援する地域同盟の役割

英国の核兵器政策を理解するためには、まず英国が「核爆弾の産婆役」であ り、それが官僚的惰性によって核兵器国であることを選択し続けるという政策 につながったこと、そして1958年以降、英国の核兵器が米国との二国間及び多 国間同盟という枠組みの中で運用され、国際的な役割と国内的な役割の両方を

担ってきたことの2点を理解することが重要である。核をめぐる米国と英国の 特別な関係を理解するには、「共同防衛」という米国の概念における英国軍の 位置づけが鍵を握る。1946年以降、英国は自国のために単独行動が可能な戦 力の確保を目指したことはなく(スエズ以東の英保護領への攻撃を抑止するた めにその使用が必要とされていた1971年までの期間はおそらく例外であろ う)、欧州への核の脅威に対抗するための拡大抑止力の提供を目的として、米 国との協力を推進してきた。1958年当時、マクミランまでの歴代首相のビ ジョンが現実になるのを阻んでいるのは米国の国内法だけであった。そのビ ジョンとは、1943~45年と同様に、英国が米国と共同で核兵器の研究を継続 し、米国が英国に対して米国の運搬手段に搭載して使用する完全な核兵器を提 供するというものである。

そこで次善の策が採用された。すなわち、戦時にはプロジェクトEに基づ き、米国の兵器を利用できることに加え、1958年のMDA及び1962/63年のナッ ソー協定/ポラリス販売協定に基づき、米国の運搬手段、技術的知識、部品、 材料、及び自国用の核兵器生産を支援する施設等も利用できるというものであ る。1960年代には、これらの兵器類は米国の類似兵器とともにNATOの体制に しっかりと組み込まれ、英米両国はワルシャワ条約機構諸国からの核兵器及び 通常兵器による攻撃に対し、戦略的拡大抑止を提供する役割を共同で担うよう になった。この同盟の文脈があったからこそ、米国は英国に対して核支援を提 供することを正当化することができ、英国は万が一米国が同盟を脱退したとし ても、欧州NATO加盟国に対する拡大核抑止を単独で担うことが可能と考える ことができたのである。

まとめとして

NATOの存在なくして、現在の英国の核抑止はあり得ない。しかし、1989年 以降、NATOと英国(とあるいはフランスも)の核抑止力は、安全保障に関し て不確実性に満ちた現代の世界において、果たすべき役割(及び標的)を模索 している状態と言ってもよい。核弾頭の数(及びもしかすると威力)は段階的 に削減され、欧州における米国の核兵器の物理的な存在も問題視されるように なってきた。しかしながら、NATO地域周辺の国家(トルコ、東欧諸国など) にとって重要な問題は、軍事的な理由からではなく、心理的・知覚的な理由か ら、地域外からの核の脅威に対抗するために、自国で核兵器を保有する必要 性、あるいは自国の領土に他国の核兵器を配備する必要性を認識しているとい うことである。問題の核心にあるのは、機械対人間の認識という問題であろ う。つまり、極端なケースにおいて、性能は証明されているものの、他国の保 有する5000マイルも離れた場所にあるトライデントミサイルが、信頼に足る 保証と抑止効果を提供するのか否かという問題である。しかし、欧州において は、英国と米国が弾道核ミサイルのNATOのSACEURへの配属を継続し、集団 的な拡大抑止を提供し続けていることがこのような状況を引き寄せているよ うに思われる。欧州に若干残っている米国の核兵器が撤去されれば、状況はも う少しはっきりしてくるであろう。

一方、それと並行して、驚くべき矛盾も出現しつつある。米国の核兵器が欧

州から撤去され、NATOが先行不使用に傾けば、NPT再検討会議においても有 益であり、多くの国が歓迎すると思われるが、こうした動きは、想定される紛 争から何百マイルも離れたところに兵器を持つ同盟国の軍事行動に抑止のため の能力を集中することにもなる。また、大量破壊兵器の場合とは異なり、通常 兵器の輸出を禁止する法的な制約がないため、核兵器と同等の政治的/軍事的 効果を持つ通常兵器能力は、担うべき負荷がますます増大していくことになる。 この矛盾をはらんだ状況が現代のグローバル化する世界においてどう展開 していくのか。それが英国 ― 直接的な国家間の脅威にはさらされていない が、脅威にさらされている同盟国に対して安全の保証として拡大抑止力を提供 している核兵器国―― だけでなく、日本や韓国などの国―― 地域同盟を支える 基盤を持たず、核兵器も保有していない国― の今後の運命を大きく左右す る。これらの諸国に共通するのは、それぞれの国の将来的な安全保障は、地域 核抑止に対する米国のコミットメントいかんにかかっているということであ る。欧州における地域核抑止は、米国に加え、英国、及び若干程度は下がるも

ののフランスとの協調によって成立しているが、東アジアには同様の地域組織や核を保有する地域パートナーが存在しない。ここで検討しなければならない課題は、高性能通常兵器のみでは、核保有国と国境を接しているものの独自の核兵器は保有しない地域パートナーに対して、安全が保証されていることを確信させることができない可能性があるということである。そこで将来に向けて重要な鍵となるのは、1960年代にNATOが核使用に関する協議機構を強化するために採用した「ソフトウェア」による解決策が、上記のような課題を解決するのに十分かどうかという問題である。